

公益財団法人愛媛県消防協会弔意伝達要領

(趣旨)

第1条 この要領は、公益財団法人愛媛県消防協会（以下「協会」という。）の弔意伝達要領について必要な事項を定めるものとする。

(連絡要領)

第2条 公益財団法人愛媛県消防協会定款（以下「定款」という。）第45条第2項に規定する事務局長又は職員は、定款第23条第2項に規定する会長又は業務執行理事が死亡したときは、定款第42条に規定する支部を通して各市町へ連絡する。

2 前項に規定する会長又は業務執行理事の配偶者又は1親等の血族が死亡したときも、支部を通して各市町へ連絡する。

(弔電の発信)

第3条 前条に規定する事案が発生したときは、弔電を発信するものとする。

2 公益財団法人愛媛県消防協会会員に関する規則第3条から第5条までに規定する賛助会員、名誉会員及び特別会員が死亡したときは、会長名で弔電を発信するものとする。

(その他)

第4条 会長は、この要領で処理しがたい事案が発生したときは、その都度業務執行理事と協議のうえ、当該事案の処理について決定するものとする。

2 不幸の事案が発生したときは、各支部の事務局員は、速やかにその旨を協会へ報告するものとする。

3 協会は、前項の報告を受けたときは、速やかにその旨を関係者に通知するものとする。

附 則

1 この要領は、平成25年6月1日から施行する。

2 財団法人愛媛県消防協会会葬要領は、廃止する。